

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 教育委員会

- 宮城県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則 一
- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 二
- 宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 三
- 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則 四
- 県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則 一三
- 宮城県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令 一三
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 一四
- 宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令 一六
- 地方機関等文書規程の一部を改正する訓令 一七
- 宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令 一八
- 宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令 二一

### 教育委員会

宮城県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第七号

宮城県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

（趣旨）

ページ

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
五 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
六 左（文面上の位置又は方向を示すために用いら	一次

七 上欄	左欄
八 下欄	右欄
九 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
十一 読点として表記する「、」	「、」

2 前項の表六の項から八の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項、四の項及び六の項から十一の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定めるところによる。  
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第八号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「高校財務・就学支援室」の下に、「高校教育創造室」を加える。

第八条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 総合教育センターに関すること。

第十条中第九号を削り、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加え

る。

三 学校における働き方改革についての企画及び調整並びに推進に関すること。

第十二条中第一号から第三号までを削り、第四号から第十二号までを三号ずつ繰り上げる。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(高校教育創造室)

第十二条の三 高校教育創造室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県立高校将来構想の推進に関すること。
  - 二 高等学校及び県立中学校の設置及び廃止に関すること。
  - 三 高等学校及び県立中学校の組織編成及び収容定員に関すること。
- 第十五条の二第一項及び第三項中「高校財務・就学支援室」の下に「及び高校教育創造室」を加える。

第十七条第二項中「各号に掲げる職」を「表の上欄に掲げる職（課及び室の特定の専門的事項に関する事務を掌理する職をいう。）」に、「同号に掲げる組織」を「同表の中欄に掲げる組織」に、「同号に定めるところ」を「同表の下欄に掲げるとおり」に改め、同項第二号の表を同項の表に改め、第一号及び第二号を削る。

第二十六条の表中

宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	
宮城県大河原産業高等学校	

を

宮城県大河原産業高等学校

柴田郡大河原町

に、

宮城県立視覚支援学校	仙台市
宮城県立聴覚支援学校	
宮城県立光明支援学校	
宮城県立小松島支援学校	

を

宮城県立聴覚支援学校	小牛田校	遠田郡美里町
宮城県大河原産業高等学校	川崎校	柴田郡川崎町
宮城県築館高等学校	一迫商業キャンパス	栗原市
宮城県白石高等学校	七ヶ宿校	刈田郡七ヶ宿町
宮城県白石高等学校	蔵王キャンパス	刈田郡蔵王町
宮城県石巻北高等学校	飯野川校	石巻市

第二十七条第二項の表を次のように改める。

宮城県立西多賀支援学校	仙台市
宮城県立拓桃支援学校	
宮城県立松陵支援学校	
宮城県立秋保かがやき支援学校	
宮城県立小松島支援学校	
宮城県立聴覚支援学校	

宮城県立秋保かがやき支援学校
宮城県立拓桃支援学校
宮城県立西多賀支援学校

に改める。

○宮城県教育委員会規則第九号  
宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

宮城県いじめ防止対策調査委員会	いじめ防止対策調査委員会(平成二十六年宮城県条例第六号)第二条の規定によるいじめ防止等のための有効な対策に関する事項、重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事実の調査審議に関すること。	同
宮城県立高等学校将来構想審議会	県立高等学校将来構想審議会(平成二十一年宮城県条例第四号)第一条の規定による宮城県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の調査及び当該構想に関する重要な事項の調査審議に関すること。	同

に改める。

別表第二第二号の表中

宮城県いじめ防止対策調査委員会	いじめ防止対策調査委員会(平成二十六年宮城県条例第六号)第二条の規定によるいじめ防止等のための有効な対策に関する事項、重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事実の調査審議に関すること。	同
宮城県立高等学校将来構想審議会	県立高等学校将来構想審議会(平成二十一年宮城県条例第四号)第一条の規定による宮城県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の調査及び当該構想に関する重要な事項の調査審議に関すること。	同

を

宮城県立松陵支援学校	富谷校	富谷市
宮城県立名取支援学校	名取が丘校	名取市
宮城県立角田支援学校	白石校	白石市
宮城県立利府支援学校	塩釜校	塩釜市

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（令和五年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号二中「給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）」に改め、同号中二をホとし、イからハまでをロからニまでとし、ロの前に次のように加え、同号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

イ 第三条第一項の規定により、扶養親族がある場合等の届出を受理すること。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十号

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び教員」を「並びに副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「教員」という。）」に改める。

第二条第一号ハ中「教諭の」を削り、同条第二号中「場合（）」の下に「第一号及び」を加える。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、校長及び副校長に係る名簿は、その職種による区分をせずに作成するものとする。  
様式第一号を次のように改める。

様式第一号

職員番号

宮城県公立学校校長・副校長・教頭・主幹教諭採用願書

出 願 区 分 ※ 受 験 番 号

ふりがな 氏名 男・女 写 真 上半身、正面、脱帽で3か月以内に撮影したもの (4.5cm×3.5cm)

生 年 月 日 生 ( 才 )

本 籍 地

現 住 所

居 住 地

学 歴 大学 学部 年 月卒業 大学院 年 月修了

免 許 状 免許状の種類・教科又は領域 取得年・月

年 月

年 月

年 月

研 究 内 容

特 技

勤 務 先 ( 職 名 まで )

(注) 1 ※印の欄は記入しないこと。  
2 出願区分の欄には、校長、副校長、教頭又は主幹教諭のいずれかを記入すること。



様式第三号を次のように改める。

様式第三号

人 物 証 明 書

現 所 属  
ふりがな  
職・氏 名

1 所属長記入事項

観 察 事 項	観 察 内 容
学校のリーダーとして の基本的な素養	
学 校 経 営 能 力	
組 織 管 理 運 営 能 力	
外 部 連 携 能 力	
人 材 育 成 能 力	
校長・副校長・教頭 ・主幹教諭としての適 格 性	

2 市町村教育委員会教育長記入事項

所 見	
-----	--

上記のとおり証明する。

年 月 日

所 属 長 氏 名

市町村教育委員会  
教 育 長 氏 名

印

印

様式第四号を次のように改める。

様式第4号

へき地・特別支援教育勤務等調書

現 所 属  
ふりがな  
職・氏 名

区 分	期 間	摘 要

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

- 注意
- 1 区分欄には、へき地教育、特別支援教育、舎監、派遣社会教育主事、他管区勤務及び表彰、特殊技能等を記載すること。
  - 2 期間欄には、始期、終期を明記すること。ただし、表彰等については年月日を記載すること。
  - 3 摘要欄には、勤務先や表彰、特殊技能の内容など特記すべき事項について簡潔に記載すること。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号

年度 宮城県公立学校教員採用願書				
出願者区分	受験校種・職	受験教科(科目)	選考種別	※受験番号
フリガナ			性別	写真 上半身、正面、脱帽で3か 月以内に撮影したもの
氏名				
生年月日	年齢	日本国籍の有無		
現住所				
電話番号				
学歴	高等学校			卒業年・月
				年 月
	大学等	大学 ・ 学部 ・ 学科名等		卒業(卒業見込)年・月
	(1)			年 月
	(2)			年 月
免許状	免許状の種類・教科又は領域		取得(取得見込)年・月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
研究科目 卒業論文の題目				
所属した 部・クラブ名	高等学校	大学等		
その他の 社会活動等	高等学校	大学等		
取得資格等				

東京会場受験希望の有無	
保健体育種目選択	
配慮申請の有無	

第二希望区分	
第三希望区分	



様式第八号を次のように改める。

## 様式第8号

## 再 任 用 採 用 願 書

提出年月日	年 月 日	退職（予定）年月日	年 月 日
所属・職名			
氏 名			性別
職員番号			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
現住所	(〒 )	電話番号	
退職後の住所	(〒 )	電話番号	
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校（義務教育学校を含む。） <input type="checkbox"/> 県立学校		
免 許 状	免許状の種類・教科又は領域		取得年・月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
所有資格等			
勤 務 年 数	小学校	年 月	中学校
	高等学校	年 月	中等教育学校
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤（週38時間45分勤務）を希望する。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する（希望がかなわない場合には常勤を希望する。） <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する（希望がかなわない場合には再任用を希望しない。） <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤、短時間勤務のどちらでもよい。		
希望勤務地	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大河原教育事務所管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育事務所管内 <input type="checkbox"/> 北部教育事務所管内 <input type="checkbox"/> 東部教育事務所管内 <input type="checkbox"/> 気仙沼教育事務所管内	
	県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区	
その他特記事項			

## 【記入上の注意事項】

- 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。
- 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。
- 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校（義務教育学校を含む。）」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。
- 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校（義務教育学校を含む。）希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること（複数選択することが望ましい。）。
- 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十一号

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項第一号中「に規定する休暇（校長以外の職員にあつては、引き続き七日以上のものに限る。ただし、国際的な運動競技会に選手又は役員として参加する場合は、期間にかかわらず教育委員会の承認を受けなければならないこととし、国民スポーツ大会、東北総合体育大会又は宮城県民体育大会に選手又は役員として参加する場合及び全国高等学校総合体育大会又は全国中学校総合体育大会に役員として参加する場合は、期間にかかわらず校長が承認するものとする。）」を「及び第三十二号に規定する休暇（校長が当該休暇を取得する場合に限る。）」に改め、同項第二号中「第三十二号及び」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令第甲第一号

宮城県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

教 育 長 佐 藤 靖 彦

宮城県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣 旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）に

おける上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
八 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）

十三 読点として表記する「、」	「、」
十二 促音に用いる「っ」又は「っ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
十一 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十 下欄	右欄
九 上欄	左欄

き換えての表現がみられないもの  
 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）  
 5 一の項及び二の項に定めるもの

2 前項の表九の項及び十の項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から七の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によるものが適当でないと認められるときは、教育長が別に定めるところによる。  
 （委任）

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一第一号の表第一号3を次のように改める。

3 週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振

替及び半日勤務時間の割振り変更、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定  
 (1) 課長及び室長（これらに相当する職（課室に置かれる職を除く。）にある者を含む。18を除き、以下この欄において「課長」という。）

(2) 課長に相当する職（課に置かれる職に限る。二1を除き、以下この欄において同じ。）にある者及び総括課長補佐の職にある者（以下この欄において「課長に相当する職及び総括課長補佐」という。）

(3) (1)及び(2)以外の所属職員

副教育長  
 課長  
 総括課長補佐

別表第一第一号の表第一号中4及び5を削り、同号6(2)中「(課に置かれる職に限る。二1を除き、以下この欄において同じ。)」を削り、同号中6を4とし、7を5とし、5を次のように改める。

5 病気休暇の承認

(1) 課長  
 (2) 課長以外の所属職員

副教育長  
 課長

別表第一第一号の表第一号8中「除き、かつ、課長及び課長に相当する職以外の所属職員に係る引き続き七日未満のものに限る。」を「除く。」に改め、同号中8を6とし、6の次に次のように加える。

7 課長の職員勤務時間規則第二十二條第一項第三十号（国際的な運動競技会に選手又は役員として参加する場合に限る。）から第三十三号に掲げる特別休暇の承認

副教育長

別表第一第一号の表第一号中9を8とし、10から14までを1ずつ繰り上げ、13中

(2) 課長以外の所属職員

課長

を

(2) 課長に相当する職及び総括課長補佐  
 (1)及び(2)以外の所属職員

課長  
 総括課長補佐

に改め、同号

中15を14とし、16を15とし、15の次に次のように加える。

16 職務専念義務の免除（地方公務員法（昭和二十五  
年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）  
第五十五条第八項に掲げる場合に限る。）の承認

課長

別表第一一号の表第七号中14を15とし、13を14とし、14の前に次のように加える。

13 宮城県公報への登載依頼

課長

別表第一二号の表第四号2中「介護休暇」の上に「学校以外の機関の職員のを」を加え、同号2(1)中「所長等」の上に「課長及び」を加え、「(校長を除く。）」を削り、同表中第十号を削り、第十一号を第十号に改める。

別表第一四号の表第一号8(1)及び9(1)中「所長等」の下に「(校長を除く。）」を加える。

別表第一四号の表第二号1を次のように改める。

1 校長の病気休暇の承認

課長

別表第一四号の表第二号2中「を」を除き、かつ、課長(これに相当する職を含む。12を除き、以下この欄において同じ。)及び所長等の職にある者以外の職員にあつては引き続き七日以上のものに限る。)及び第三十三号に掲げる場合に限る。)を「に限る。」から第三十三号に掲げる場合に限る。」に改め、同号2(1)中「所長等」の上に「課長及び」を加え、同号3を次のように改める。

3 学校の職員の特別休暇（校長にあつては学校職員  
勤務時間規則第二十条第一項第三十一号から第三十三号に掲げる場合限り、また、校長以外の職員にあつては同項第三十三号に掲げる場合に限る。）の承認

課長

別表第一四号の表第二号4を次のように改める。

4 校長の介護休暇の指定期間の指定並びに承認及びその取消し

課長

別表第一四号の表第二号5中「及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第五十五条第八項」を削り、同号7を次のように改める。

7 学校の職員の営利企業等の従事（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ねる場合及び自ら営利を目的とする私企業を営む場合に限る。）の許可、教育に関する兼業等の承認

課長

別表第一四号の表第四号中「県立学校管理規則」を「県立学校の管理に関する規則（昭和三十三年宮城県教育委員会規則第九号。以下「県立学校管理規則」という。）」に改め、同表中第五号の次に次の一号を加える。

六 公立義務教育諸学校の年度中途における教職員定数の配当（特別支援教育課の分掌に係るものを除く。）

課長

別表第一五号の表中第七号を削る。

別表第二一号の表第一号7を次のように改める。

7 学校以外の機関の職員の特別休暇の承認

(1) 職員勤務時間規則第二十二條第一項第一号から第十号まで、第十四号、第十六号から第三十号に掲げる特別休暇

所長等

(2) 職員勤務時間規則第二十二條第一項第三十一号（国際的な運動競技会に選手又は役員として参加する場合を除く。）に掲げる特別休暇

イ 所長等

副教育長

ロ 所長等以外の職員

所長等

(3) 職員勤務時間規則第二十二條第一項第三十一号（国際的な運動競技会に選手又は役員として参加する場合に限る。）から第三十三号に掲げる特別休暇

イ 所長等

副教育長

ロ 所長等以外の職員

教職員課長

別表第二一号の表第一号8を次のように改める。

8 学校の職員の特別休暇の承認

(1) 学校職員勤務時間規則第二十条第一項第一号から第十号まで、第十四号及び第十六号から第三十号に掲げる特別休暇

校長

- (2) 学校職員勤務時間規則第二十条第一項第三十一号及び第三十二号に掲げる特別休暇
  - イ 校長
  - ロ 校長以外の職員
- (3) 学校職員勤務時間規則第二十条第一項第三十三号に掲げる特別休暇

別表第二第一号の表第一号11を次のように改める。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 11 病気休暇の承認        | 副教育長<br>教職員課長 |
| (1) 所長等（校長を除く。）   | 所長等           |
| (2) 校長            |               |
| (3) (1)及び(2)以外の職員 |               |

別表第二第一号の表第一号12中「介護休暇」の上に「学校以外の機関の職員」を加え、同号中23を25とし、19から22までを2ずつ繰り下げ、21の前に次のように加える。

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 20 学校の職員の報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することの承認 | 校長 |
|----------------------------------|----|

別表第二第一号中18を19とし、17を18とし、18を次のように改める。

- |   |       |
|---|-------|
| 18 学校の職員の営利企業等の従事（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ねる場合及び自ら営利を目的とする私企業を営む場合に限る。）の許可 | 教職員課長 |
|---|-------|

別表第二第一号中16を17とし、13から15までを1ずつ繰り下げ、14の前に次のように加える。

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 13 学校の職員の介護休暇の指定期間の指定並びに承認及びその取消し | 教職員課長 |
| (1) 校長                            |       |
| (2) 校長以外の職員                       | 校長    |

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和七年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号を削り、同条第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 三 電子文書 文書のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であるものをいう。

第一条の二第四号を削り、同条第五号を第四号とする。

第六条第三号中「電子申請システムを使用した電磁的記録である情報（以下「電子申請システム文書情報」という。）の送信の際に当該情報」を「電子文書」に改める。

第六条の二の見出しを「（電子文書取扱担当者）」に改め、同条第一項中「前条第三号に掲げる事務並びに」を削り、「電子文書取扱主任」を「電子文書取扱担当者」に改め、同条第二項及び第三項中「電子文書取扱主任」を「電子文書取扱担当者」に改める。

第七条第二項中「電子情報（以下「文書情報」という。）」を「情報」に改める。

第九条第二項第二号(2)中「~~電文書~~」を、「~~電文書~~・~~電文書~~」を、

「~~電文書~~」を「~~電文書~~」に改める。

第十条第一項中「文書情報」を「情報」に改め、第三項及び第四項を削り、同条第五項中「担当者」を削り、「收受し配布された文書又は第三項及び前項の規定により受信し、又は送達された文書情報を受領したときは」を「文書の配布を受けた者又は前項の電子文書を受領した者は」に改め、「又は文書情報」を削り、同項を第四項とし、同条第六項中「及び第四項」を削り、「文書情報」を「文書」に改め、同項を第五項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主務課に送信された電子文書又は主務課に配布された電子文書が保存されている電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）は、主務課において受領して、收受するものとする（電子文書に電子署名が行われている場合にあつては、必要に応じて、当該電子署名が適正であることを確認した上で、收受するものとする。）。ただし、当該電子文書又は当該電磁的記録媒体がその所管に属さないものであるときは、当該電子文書（電磁的記録

媒体にあつては、保存されている電子文書に係る事務を所管する主務課に回付し、又は返付するものとする。

第十二条第二号中「並びに同条第三項第三号及び第四項に係るもの」を削る。

第十七条第一項中「における回議に係る文書情報」を削り、「総合文書システム及び」の下に「書面による」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「文書情報」を「文書に係る情報」に改め、同号を第一号とし、同項第三号及び第四号中「電子情報」を「情報」に改め、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「当該決裁済の文書情報を出力することにより作成する」を「出力した」に改め、同号を第五号とし、同項第七号を第六号とする。

第十九条第四号中「電子情報」を「情報」に改める。

第二十一条第四項第一号中「電子情報の」を削り、同条第五項中「総合文書システムによる回議にあつては必要な電子情報を追加させ、書面による回議にあつては参考資料」を「必要な資料」に改める。

第二十九条の見出し中「の押印」を「及び電子署名」に改め、同条第一項中「電子申請システム文書を除く。以下この条において同じ。」を削り、「押さなければ」を「押印し、又は別に定めるところにより電子署名を行わなければ」に改め、同項第一号ロ中「押すべき」を「押印し、又は電子署名を行うべき」に改め、同条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、電子署名を行う電子文書については、この限りではない。

第二十九条の二を削る。

第三十条第一項中「総合文書システムにより施行する文書及び電子申請システム文書を除く。以下この条において同じ。」は、「は」を「は、電送（電子計算機又はファクシミリを利用した情報の送信をいう。次項及び第五項を除き、第三項において同じ。）による場合を除き」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「第二十九条第一項ただし書」を「前条第一項ただし書」に、「郵送、手渡し又は使送により行うほか、電送（ファクシミリ又は電子計算機による送信をいい、総合文書システムによる文書情報の送信を含み、電子申請システム文書情報の送信を除く。以下同じ。）により行うことができる」を「原則として、電送（電子計算機を利用した情報の送信をいう。以下この項及び第五項において同じ。）又は電磁的記録媒体の送付により行うものとする」に改め、同条第三項中「当該決裁済の文書情報を出力することにより作成した」を「出力した」に改め、「以下この条及び」を削り、「第一項ただし書き、前項及び第六項の規定により施行する文書」を「手渡し又は使送により施行する文書及び電送により施行する電子文書」に改め、同条第五項中「総合文書システムにより施行する文書及び電子申請システム文書」を「電子署名を行った電子文書」に、「それぞれの文書情報を送信することにより」を「電送又は電磁的記録媒体の送付により行うものとする。この場合において、電送は、

第六条第二号及び本条第一項の規定にかかわらず、当該電送をしようとする文書に係る事務を担当する者が」に改め、同条第六項を削る。

第三十一条第一項中「発送済の」の下に「文書に係る」を加え、同項及び第二項中「決裁済の文書情報」を「原議」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号を削り、同条第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 電子文書 文書のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であるものをいう。

第一条の二第四号を削り、同条第五号を第四号とする。

第三条第二項中「地方機関等における」を削る。

第六条第三号中「電子申請システムを使用した電磁的記録である情報（以下「電子申請システム文書情報」という。）の送信の際に当該情報」を「電子文書」に改める。

第六条の二の見出しを「（電子文書取扱担当者）」に改め、同条第一項中「前条第三号に掲げる事務並びに」を削り、「電子文書取扱主任」を「電子文書取扱担当者」に改め、同条第二項及び第三項中「電子文書取扱主任」を「電子文書取扱担当者」に改める。

第七条第一項中「電子情報（以下「文書情報」という。）を「情報」に改める。

第十条第一項中「文書情報」を「情報」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「主務者は、」を削り、「規定により收受し配布された文書又は第二項及び第三項の規定により受信し、」を「文書の配布を受けた者」に、「送達された文書情報を受領したとき」を「前項の電子文書を受領した者」に、「電磁的記録で受信し、又は送達された文書情報（総合文書システムにより受信した文書情報を除く。）を「前項の規定により受領した電子文書」に改め、同項を第三項とし、同条第五項中「及び第三項」を削り、同項を第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。



別表第三（第四条関係）

上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上位級の号俸				
	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1
15	1	3	1	1	1
16	1	4	1	1	1
17	1	5	1	1	1
18	1	6	1	1	1
19	1	7	1	1	1
20	1	8	1	1	1
21	1	9	1	1	1
22	2	10	1	1	1
23	3	11	1	2	2
24	4	12	1	2	2
25	5	13	1	3	3
26	6	13	1	3	3

27	7	14	14	1	4
28	8	14	14	1	4
29	9	15	15	1	5
30	10	15	15	2	6
31	11	16	16	3	7
32	12	16	16	4	8
33	13	17	17	5	9
34	14	18	18	6	9
35	15	19	19	7	10
36	16	20	20	8	10
37	17	21	21	9	11
38	18	22	22	10	11
39	19	23	23	11	12
40	20	24	24	12	12
41	21	25	25	13	13
42	22	26	26	14	13
43	23	27	27	15	14
44	24	28	28	16	14
45	25	29	29	17	15
46	26	29	29	18	15
47	27	30	30	19	16
48	28	30	30	20	16
49	29	31	31	21	17
50	30	31	31	22	17
51	31	32	32	23	18
52	32	32	32	24	18
53	33	33	33	25	19
54	34	34	34	26	19
55	35	35	35	27	20
56	36	36	36	28	20

57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29

87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	

117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

備考 この表の上位級の号奉欄中「2級」等とあるのは、その者の決定された職務の級を示す。

別表第四1級の項中「57号奉」を「21号奉」に、同表3級の項中「17号奉」を「13号奉」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁等職員服務規程（昭和三十九年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号））の下に」第三条第三項に規定する特別職（非常勤のものに限る。）及び」を加え、「及び臨時職員」を削る。

附則第二項から第四項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。